

答 申 第 3 2 2 号  
平成 23 年 12 月 20 日

神戸市長 矢田 立郎 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 23 年 12 月 20 日付け神市参市第 4 3 3 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国の事務処理通知に基づく利用及び提供（類型）について  
（条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して）

別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、改めて当審議会の意見を求めること。

個人情報をも目的外に利用又は提供することについて  
(第9条第1項第4号)

別紙

	類 型	理 由
15	<p>(国の事務処理通知に基づく利用・提供)</p> <p>法令の定める事務の迅速な遂行に当たり、国が通知する事務処理方式により、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は他の実施機関、地方公共団体、地方独立行政法人、国若しくは独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）に提供するとき。</p>	<p>法令の定める事務の処理は、全国共通の方式によることが、本市だけではなく、関係する地方公共団体等においても、効率的である。</p> <p>こうした事務処理に係る国からの通知に基づくことが、合理的である。</p>

〈備考〉各類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とする。